

市政トピックス



CITY TOPICS

市立病院は 7月から すべての土曜日を 休診します

市立病院は、地域医療をになっ
病院として第2、第4土曜日の午
前中の診察を続けてきましたが、
勤務医師の減少により外来の日常
診察、病棟入院患者の管理などに
支障をきたす恐れができました。
このため、7月からすべての土
曜日を休診します。
土曜日でなければ受診できない
方には、土曜日に開院している開
業医を紹介します。

また、急傷病の方は、近隣の救
急指定病院へ確認のうえ受診をす
るか、救急医療情報センター（☎
36-111333）で対応してくれ
る医療機関を確認して受診するよ
うお願いします。

問合せ先

市立病院
☎5215522

私立幼稚園などの 授業料補助

市では、私立幼稚園や認定こ
も園の幼稚園機能に在籍する幼児
の保護者に経済的な負担の軽減を
図るため、入園料・授業料の補助
を行います。

補助額

表の区分により補助します。
※両方の表に該当する園児を有する
場合は、補助額の多い方となりま
すが、両方の組み合わせはできま
せんので、ご注意ください。

申請方法

「授業料等減免措置に
関する調査」（幼稚園などより
配布）に必要な事項を記入し、幼
稚園などへ提出してください。
用紙がない場合は、市役所3階
子育て施設グループに連絡して
ください。

※この事業は、私立幼稚園などの
設置者を通して補助します。

問合せ先

市役所子育て施設グループ
☎5211111（内線364）

私立幼稚園等就園奨励費補助金 別表（1）

（年額）

区 分	補 助 額		
	1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児（第3子以降）
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	141,900円	185,000円	257,000円
② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯			
③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	107,600円	162,000円	250,000円
④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	81,700円	143,000円	245,000円
⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	57,500円	127,000円	240,000円

注 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

別表（2）

（年額）

区 分	補 助 額	
	小学校1年生または2年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者（第2子）	小学校1年生または2年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児および小学校1・2年生に兄・姉を2人有している園児（第3子以降）
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	157,000円	171,000円
② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯		
③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯	126,000円	144,000円
④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯	103,000円	123,000円
⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯	81,000円	104,000円

注 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

